



平成21年6月1日

各 位



東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
**石川島建材工業株式会社**

代表取締役社長 岡田 秀夫  
(コード番号 5276 東証第2部)  
(決算期 3月31日)

問合せ先 常務取締役 西原 正喜  
(TEL: 03-6271-7211)

当社の親会社 **株式会社IHI**  
代表取締役社長 釜 和 明  
(コード番号 7013 東証第1部)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)平成20年11月25日に決議いたしました「経営改善中期計画」に基づき、組織のスリム化及び固定費の削減を図るため、本社機能を平成21年3月23日付で東京都千代田区から東京都墨田区に移転いたしました。これに伴い登記上の本店所在地を変更するものであります。
- (2)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる「株券の電子化」)されたことから、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3)株主の皆様のご権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。
- (4)その他条数の繰上げ等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、添付のとおりであります。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款一部変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

[定款変更の内容]

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を發行する。 第8条～第9条 (条文省略) (单元未満株券の不発行) 第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下、「单元未満株式」という。)に係る株券を發行しない。 (单元未満株式についての権利) 第11条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第14条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>墨田区</u>に置く。 (削除) 第7条～第8条 (現行どおり) (削除) (单元未満株式についての権利) 第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規程) 第11条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わな</u>  <u>い。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u> </p>

以 上